

平成23年1月31日
改正 令和3年7月1日

霧島市国分駅総合待合所広告掲出取扱要領を次のように定めた。

霧島市長 前田 終止

霧島市国分駅総合待合所広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、霧島市広告事業実施要綱（平成19年霧島市告示第70号）第4条の規定に基づき、市が保有する「霧島市国分駅総合待合所」（以下「待合所」という。）への広告掲出の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(取扱いの基準)

第2条 掲出する広告については、霧島市広告掲載等基準（平成19年霧島市告示第213号）に準ずるものとする。

(広告の位置)

第3条 広告は、待合所内の市が指定した場所に掲出するものとする。

(広告の規格、募集枠、予定価格等)

第4条 広告の規格及び募集枠は、別表に定めるとおりとする。

2 広告掲出に係る予定価格は公表しない。

(広告取次人の募集)

第5条 広告取次人の募集は、広報誌及び市のホームページ等で行う。

2 広告取次人となることを希望する者は、国分駅総合待合所広告取次人申込書（第1号様式）に住所地の納税証明書を添えて市へ提出するものとする。

(広告取次人の決定)

第6条 市長は、入札により予定価格以上で最高の価格を入札した者を広告取次人として決定する。

- 2 前項において最高の価格を入札した者が複数いる場合は、抽選で決定する。
- 3 市長は、広告取次人が決定したときは、国分駅待合所広告取次人決定通知書（第2号様式）により、広告取次人に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定により決定を受けた権利は譲渡することができない。

(契約)

第7条 前条の決定を受けた者は、市長が指定する期日までに、市長との間で待合所の広告取次人となる基本契約を締結しなければならない。

- 2 前項の基本契約においては4月1日から翌年の3月31日までの期間をもって1箇年度とし、本契約期間は3箇年度までとする。
- 3 市長と広告取次人は、前項における各年度が到来する前に、当該年度の契約金額等を定める年度契約を締結しなければならない。
- 4 年度契約に定める契約金は前条において入札した額とする。ただし、契約期間における1箇年度が12箇月に満たないときは、当該年度の契約金は、当該年度における契約期間の月数を12箇月で除した額とし、1円未満の端数は切り捨てる。
- 5 契約金に値する期間には、契約期間内において待合所に広告物が掲出されていない期間も含むものとする。
- 6 第12条第1項第1号の場合、前条の入札において次点となる者を、広告取次人に決定する。
- 7 本契約に係る権利は譲渡することができない。

(契約保証)

第8条 市長は本契約に係る不測の事態に備えるため、広告取次人から契約保証金を徴することができる。

- 2 前項における契約保証金の額は年度契約書に定める契約金の2割以上とする。
- 3 市長は、広告取次人がその責務を全うし、年度契約が満了したときは、契約保証金の全額を広告取次人に返還する。その際、次年度も契約期間が継続しており、両者の間で合意があるときは、契約保証金を翌年に繰り越すことができる。

(契約金及び契約保証金の納付)

第9条 契約金及び契約保証金は、市長の指定する期日までに支払うものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(広告物の許可)

第10条 広告取次人は、広告を掲出しようとするときは、国分駅総合待合所広告掲出申請書（第3号様式）により広告見本または広告見取図を添えて市長に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請内容は、予め霧島市広告掲載等規準に適合するものでなければならない。
- 3 市長は、申請内容の審査を経て、広告掲出の是非を判断するものとする。
- 4 市長は、前項の審査において疑義があるときは、広告審査委員会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、第3項及び前項の結果により、広告内容等の修正を指示することができる。
- 6 市長は、広告の掲出を許可するときは、国分駅総合待合所広告掲出決定通知書（第4号様式）により広告取次人に通知するものとする。

(広告取次人の責務)

第11条 広告掲出物は、広告取次人が作成及び設置し、適正に管理を行うものとする。

- 2 前項の費用はすべて広告取次人の負担とする。
- 3 広告取次人は、市長が広告主の資格を審査するため税情報等を確認することについて承諾する旨を証する書類を広告主から徴するものとする。
- 4 広告取次人は、各広告掲出物の内容等について、それぞれの広告主が一切の責任を負うことを確認しておくとともに、前項のことを市長に保証しなければならない。
- 5 広告取次人は、第12条に該当するとき、この要領に定める事項に違反したとき及び市長の指示に従わなかったことに起因するすべての損害及び責任を負うものとする。
- 6 前項に係る苦情・訴訟等の対応については、広告取次人が行うものとする。

(契約の解除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告取次人に対し国分駅総合待合所広告取次人契約の解除通知書（第5号様式）にて通知し、第7条の契約を解除するものとする。この場合において、納付済みの契約金は返還しない。また、その契約を解除された者は、本事業における次回の募集に参加することができない。

広告取次人が広告物掲出箇所の原形復旧をした場合は、契約保証金を返還するものとする。

- (1) 市長の指定する期日までに、広告取次人となる契約を締結しないとき。
- (2) 市長の指定する期日までに、契約金及び契約保証金の納入がないとき。
- (3) 第10条第6項の許可を受けず広告を掲出したとき。
- (4) 第10条第5項の指示に応じないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲出・管理等が適切でなく、広告取次人としてふさわしくないと市長が判断したとき。

- (6) 広告取次人が適切に本事業を継続できない事由が発生し、市長に契約の解除を申し出、市長がそれを調査のうえ適当であると認めたとき。

(広告物掲出の終了)

第13条 広告取次人は、許可を受けた広告掲出物の掲出期間内に、広告掲出物の撤去及び掲出箇所の原形復旧を行うものとする。

2 前項の費用については、広告取次人の負担とする。

3 第1項の期間内に広告掲出物の撤去が行われず、市長が広告掲出物の撤去を命じた日から14日以内に撤去が行われない場合には、当該広告掲出物は市が撤去するものとし、これに対し広告取次人は市に対し、一切の責任を問えないものとする。なお、撤去等に要した費用については、広告取次人に対し請求を行うことができるものとする。

4 市が広告取次人に対し、前項の請求を行えない場合は、契約保証金を原形復旧の費用に充てることができるものとする。また、原形復旧にかかった費用を差し引いた契約保証金の余剰分は返還しない。

(通貨価値)

第14条 契約時と比較して、通貨の価値が著しく変化したときは、市長と広告取次人の協議により、次年度の契約金を変更できるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、広告の掲出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

別表

枚 m²

場 所	規 格	枚数	単位	面積 (m ²)
合計				

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

霧島市長 様

国分駅総合待合所広告取次人申込書

国分駅総合待合所広告掲出取扱要領第5条第2項の規定に基づき、下記条件を遵守することを承諾し、広告取次人の申し込みをいたします。

申 込 者	住 所 (所在地)	〒	
	会社名		
	代表者職・氏名		
	担当 者名	部署名 氏 名	
	連 絡 先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
条 件	○各種法令及び霧島市の関係条例・要綱等を理解・遵守し、広告の掲出にあたっては霧島市の指示に従います。 ○霧島市が広告取次人及び広告主の市税等の納付状況調査を実施することについて同意します。		

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長



国分駅待合所広告取次人決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告取次人については、申込書の条件を付して決定しましたので通知します。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

霧島市長 様

(広告取次人)

住所

会社名

代表者氏名

国分駅総合待合所広告掲出申請書

国分駅総合待合所広告掲出取扱要領第10条の規定に基づき、下記のとおり広告掲出申請をいたします。

申請番号		
広告主	住 所	
	会社名	
	代表者氏名	
	電話番号	
	業 種	
掲出期間	年 月 日～ 年 月 日 (ヶ月)	
広告内容		
条 件	○契約書、各種法令及び霧島市の関係条例・要綱等を遵守し、広告の掲出にあたっては霧島市の指示に従います。 ○霧島市が広告主の市税等の納付状況調査を実施することについて同意します。	

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長



国分駅総合待合所広告掲出決定通知書

年 月 日付けで申請のありました広告掲出について、下記の条件を付して決定しましたので通知します。

申請番号	
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲出を許可する
	<input type="checkbox"/> 掲出を許可しない (理由)
掲出期間	年 月 日～ 年 月 日 (ヶ月)
条件	<ul style="list-style-type: none">○ 掲出する広告の内容は、事実と相違ないこと。○ 掲出する広告のすべての責任は、本契約内においては広告取次人が負うこと。○ 掲出期間中は広告物の適正な管理に努めること。○ 掲出許可期間の満了日までに、原形復旧すること。

第5号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長



国分駅総合待合所広告取次人契約の解除通知書

年 月 日契約しました国分駅総合待合所広告取次人契約について、下記のとおり解除しましたので通知します。

解除理由	
原形復旧期限	平成 年 月 日
備考	<ul style="list-style-type: none">○ 現在広告掲出物があるときは、上記期限までに自費で原形復旧すること。○ 契約金を納付している場合は、返還いたしません。○ 契約保証金を納付している場合は、原形復旧を確認した後、返還いたします。